

聖路加国際病院病院運営会議規程

(設置)

第1条 聖路加国際大学の附属施設である聖路加国際病院の健全かつ効率的な運営を図るため、病院運営会議（以下「会議」という）を置く。

(所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 聖路加国際病院およびその附属施設の運営方針、中期計画に関すること
- (2) 聖路加国際病院およびその附属施設の事業計画・予算および決算に関すること
- (3) 聖路加国際病院およびその附属施設の業務執行に関すること
- (4) 聖路加国際病院およびその附属施設の主要人事の上申に関すること
- (5) その他聖路加国際病院およびその附属施設等の運営に関すること

(議長)

第3条 会議の議長は、院長とする。

- 2 議長は、会議を代表し会務を総括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(組織)

第4条 会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 院長
- (2) 副院長
- (3) 看護部長
- (4) 薬剤部長
- (5) コメディカル部長
- (6) 病院事務部長
- (7) 理事長
- (8) 学長
- (9) 常務理事
- (10) 法人事務局長

2 常勤監事は会議に出席する。

3 会議において、医療安全に関する審議を行う場合は、必要に応じて院長が以下の者を出席させるものとする。

- (1) 医療安全管理責任者
- (2) 医療機器安全管理責任者
- (3) 医薬品安全管理責任者
- (4) 医療放射線安全管理責任者

(会議)

第5条 会議は、原則として毎月2回開催するものとし、必要があるときは臨時に開催することができ

る。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 議事は出席構成員の過半数をもって決議し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、構成員外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(書面又は電磁的方法による審議)

第6条 やむを得ない理由により会議を開催できない場合、又は緊急を要する場合は、議長の認めるところにより、書面又は電磁的方法により審議を行うことができる。

- 2 議事は構成員総数の過半数をもって決議し、可否同数のときは議長が決する。

(事務)

第7条 会議に関する事務および議事進行補佐は、法人事務局で行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改定：2015年4月27日(規程名称、第3条・組織、第4条・議長、第7条・改廃)
- 3 改定：2015年6月16日(全面改定)
- 4 改定：2016年4月1日(規程名称、第6条・事務)
- 5 改定：2017年4月1日(第1条・設置、第3条・組織、第6条・事務、第7条・改廃)
- 6 改定：2019年10月1日(第3条・組織)
- 7 改定：2020年6月1日(第3条・組織)
- 8 改定：2021年4月1日(第3条・組織)
- 9 改定：2021年12月1日(全面改定)
- 10 改定：2022年7月1日(第3条・組織)